### 15 感染性廃棄物滅菌破砕装置の使用経験

# 輝山会記念病院腎センター 小林一夫、熊谷武久、原田亜佐美、

### 古瀬澄夫、樋口登、貝原富美子、桜井俊夫、中島貞男、土屋隆

#### [はじめに]

血液・体液の付着した使用済みの人工透析器具類は、「廃棄物処理法」に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいて、感染性廃棄物として処理しなければならない。また、感染性廃棄物処理マニュアルでは、感染性廃棄物の滅菌・消毒処理は施設内で行う事が望ましいとも記載されている。

感染性廃棄物処理マニュアルには、7種類の感染性廃棄物処理方法が定められており、それらの 処理を行った感染性廃棄物は一般の産業廃棄物と して排出してよいと定められている。

従来、当院では廃棄物は施設内の焼却炉で焼却処理していたが、環境上の問題から平成 12 年 1 月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行される以前から焼却炉の運転を停止し、廃棄物は業者に委託してきた。しかし、業者委託費がかかる上に、当時不法投棄などが問題になったため、感染性廃棄物処理マニュアルに記載されている方法のうち、乾熱滅菌を採用することにした。具体的には、平成 12 年 12 月より装置が比較的小型で、二次公害の発生のない感染性廃棄物滅菌破砕装置(以下、滅菌破砕装置とする)を導入し、良好な結果を得たので、報告する。

### [目的]

感染性廃棄物に関し、滅菌破砕装置を導入して、 その成果を検討した。

#### [49][0]]

平成 12 年 9 月~11 月 (装置導入前) 平成 13 年 9 月~11 月 (装置導入後) 【方法】

滅菌破砕装置は加熱層と破砕層により構成されている。(図1)専用ポリ袋で集められた感染性廃棄物を加熱層に投入し、運転ポタンを押すと、加熱⇒冷却⇒破砕⇒排出の工程が自動運転され、約60分間で60しの感染性廃棄物が滅菌・破砕処理される。図1右側の186は設定温度を示し、187は実際の温度を示す。本装置は180℃以上の乾熱で加熱滅菌することにより紙・布等の可燃物を処理することは出来ない。そのため、よりいっそう

の廃棄物分別が不可欠となり、透析室の廃棄物分別を徹底しました。(図 2)また院内から出る感染性廃棄物の約8割が透析室から出たものであった。また、本装置は破砕減容機として使用することができ、破砕後は容積を1/2~1/5に減容できる。(図 3)



(図1)



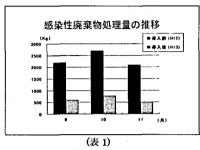
(図 2)



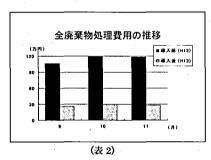
(図3)

### 【結果】

感染性廃棄物処理量の推移は、破砕装置導入に より、業者委託処理量は減少している。導入前の 平成 12 年 9 月から 11 月までの 3 ヶ月間の合計業者委託処理量は、7,024kg であったのに対し、導入一年後では 1,870kg となり、73%の減量が図れた。処理量がもっとも多かった 10 月をみてみると、2,744kg が 777kg と 1/3 以下の減量となった。(表 1)



次に業者委託の全廃棄物処理費用(感染性廃棄物処理費用と一般産業廃棄物の合算費用)では、 感染性廃棄物処理量の最も多い 10 月で比較する と 1,193,410 円かかっていた費用が、導入後には 297,979 円となった。(表 2)



上記にて処理費用の大幅な削減が図れたが、実際にランニング・コストはどうであったかチェックしてみた。破砕装置を1日8時間稼動させた時の1ヶ月の処理能力は12,000Lである。これに必要なランニング・コストは、装置償却費・電気代・専用袋費用であり、合計228,400円となる。(表3)



(表 3)

全廃棄物処理費用にランニング・コストを加え た費用を導入前後の平成 12 年と 13 年の 10 月で 比較してみると、1,193,410 円が 526,379 円とな り、667,031 円のコストダウンとなった。現在も ほぼ同額の処理費で処理できている。(表 4)

	H12. 10月	H13. 10月
処理費	1,193,410	297,979
ランニングコ スト	0 '	228,400
ž+	1,193,410 FI	526,379 FI

(表 4)

#### 【考察】

廃棄物を取り巻く環境は年々厳しくなっている。 近年、医療廃棄物の不法投棄が問題となり、平成 3年に『廃棄物法』の大幅な改正となった。『改正 廃棄物法』において、感染性廃棄物の処理は、『感 染件廃棄物処理マニュアル』を遵守しなければな らないとし、『感染性廃棄物は、原則として、医療 関係機関等の施設内の焼却施設で焼却、溶融設備 で溶融、滅菌装置で滅菌又はB型肝炎ウイルスに 有効な薬剤又は加熱による方法で消毒するものと する。』と記載されている。そこで当院では、廃棄 物処理を業者に委託していたが、委託費や、不法 投棄の問題もあり、感染性廃棄物滅菌破砕装置を 導入し、その成果を検討した。感染性廃棄物を施 設内処理する場合のメリットとして、高野 2)は、 「適正に処理したことを、常に確認できること、 処理費用の節約を挙げることができる。」と述べて

「適正に処理したことを、常に確認できること、 処理費用の節約を挙げることができる。」と述べて いる。またデメリットとしては、「施設内の分別収 集の徹底、処理業務を行う設備と人の確保が挙げ られる。」とも述べている。当院では、感染性廃棄 物滅菌破砕装置導入後、業者処理委託費、処理量 ともに大幅な削減が図れている。ゴミ分別に関し ても、職員全員の理解が得られ、スムーズに分別 収集することができた。

### 【結語】

- 1. 感染性廃棄物滅菌破砕装置を導入し、当院におけるプラスチック、ゴム類を中心とした感染性廃棄物を処理した。その結果大幅なコストダウンが図れた。また同装置を使用するには、よりいっそうの廃棄物分別が不可欠であり、分別を徹底した結果、職員個人におけるゴミ分別に対する意識付け、徹底に結びついた。
- 2. 感染性廃棄物は施設内で適正処理される事が望ましく、同装置を使用して 73%を施設内処理 することができた。
- 3. 廃棄物を取り巻く環境は年々厳しくなっている。環境保全上から廃棄物排出量を減らすことも大切である。医薬品包装用の段ボール類、雑誌

類など極力リサイクルして、廃棄物排出量を減ら す努力も必要だと考える。

## 【引用参考文献】

- 1) 厚生省水道環境部: 廃棄物処理法に基づく感染性 廃棄物マニュアル,社会保険研究所 1993
- 2) 高野千代子:施設における医療廃棄物の処理,中材 業務&滅菌技法 pp5-9 1999
- 3) 松本雅幸: 感染性廃棄物の動向,日本ヘルスサイエ ンス株式会社 pp1-4 2000